

会計及び資産に関する規程（会規第六号）中一部改正

会計及び資産に関する規程（会規第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「六月」を「予算成立」に改め、「暫定予算は」の下に「一か月当たり前年度の予算の十二分の」とすることを」を加える。

附 則

第四条第二項の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。